

関係各位

令和3年4月26日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

令和3年4月26日以降の業務体制について（お知らせ）

日頃より、当機構の運営にご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、政府より東京都に対して、新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

当機構では、下記のとおり4月26日（月）以降も引き続き、在宅勤務を積極的に活用した業務体制をとることといたします。

つきましては、当機構の担当者あてに電話連絡を頂いても、担当者が在宅勤務の場合には、直ちに対応できない可能性がございますので、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

実施期間：令和3年4月26日（月）から当該緊急事態宣言が解除されるまでの間

対象：機構全職員（一部職員を除く）

緊急連絡先：kiko-daihyo@ndf.go.jp（機構代表）